

中国政府調達における 一部物品の国産品基準の概要および 今後の見通しについて

～中国の政府調達に関する制度情報
専門家による政策解説～

2026年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、北京金誠同達法律事務所に委託し、作成したものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 背景

中国の「政府調達法（2014年改正）」¹第10条により、原則として、中国の政府調達においては国産品、つまり「本国の物品、工事とサービス」を採用することが義務づけられており、他方、輸入品の調達は、中国国内で入手できないなどの事由に限って例外的に認められる。また、「外商投資法」²第16条によると、中国は、「外商投資企業が法により公平競争を通じて政府調達活動に参加すること」を保障し、「政府調達においては法により外商投資企業が中国国内で生産する製品、提供する役務を平等に取り扱う」とされている。ただ、これまで長い間、これらの法律の対象となる国産品の明確な定義と認定基準は定められていなかった。

2025年9月28日、中国国務院弁公庁は「政府調達における本国製品の基準と関係政策の実施に関する通知」（国弁發〔2025〕34号。以下「34号通知」という。）³を公布し、2026年1月1日より施行した。34号通知では、「政府調達法」「外商投資法」などの関係法令を根拠に、前述の国産品のうちの一部物品の認定基準、基準の適用範囲、国産品への優遇策、無差別原則、紛争対応などの規則が策定された。また、34号通知の施行細則として、2025年12月15日、財政部と工業情報化部は同通知の「徹底に関する意見」（財庫〔2025〕30号。以下「30号意見」という。）⁴を公布した。

本レポートでは、34号通知と30号意見の内容を中心に、中国政府調達における一部物品の国産品基準の概要および今後の見通しについて解説する。

2. 34号通知の適用範囲

2.1 対象となる政府調達活動

34号通知に関する財政部のQ&A⁵の第四項によると、政府調達活動とは、「各級の国家機関、事業単位、団体組織が、財政性資金を使用して…調達する行為」とされる。

つまり、34号通知を適用するためには、調達の主体が「各級の国家機関、事業単位、団体組織」であり、かつ、使用される資金が「財政性資金」である必要がある。

2.2 対象となる物品

34号通知第二条によると、同通知の適用対象となる物品は、「政府調達品目分類目録」における貨物類製品である。ただし、そのうち、建物・構築物、文化財・展示品、図書・アーカイブ、特殊な動植物、農林業・畜産業・漁業の製品、鉱山・鉱物、電力・都市ガス・蒸気・熱湯・水、食品・飲料・たばこの原料、無形資産などの品目は、34号通知の適用対象から除外される。

財政部が2022年9月2日に発表した現行版「政府調達品目分類目録」⁶に照らし、上記除外品目を除けば、34号通知の対象となる物品は具体的に次の品目を指すと解される。

- 設備（小分類：情報化設備、事務用機器、車両、図書・アーカイブ用設備、機械設

¹ 中国全国人民代表大会：<https://flk.npc.gov.cn/detail?id=2c909fdd678bf17901678bf77e170753>

² 中国全国人民代表大会：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm

³ 中国国務院：https://www.gov.cn/zhengce/content/202509/content_7042999.htm

⁴ 中国財政部：https://gks.mof.gov.cn/guizhangzhidu/202512/t20251219_3979568.htm

⁵ 中国財政部：https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/202509/t20250930_3973658.htm

⁶ 中国財政部：https://gks.mof.gov.cn/guizhangzhidu/202209/t20220921_3842003.htm

備、電気設備、レーダー・無線通信・衛星ナビゲーション用設備、通信設備、ラジオ・テレビ・映画用設備、計器・メーター、電子・通信計測機器、計量基準器・測定器・はかり、探査・採掘・選鉱・造塊用設備、石油・天然ガス採掘用設備、石油・化学工業用設備、コークス・金属精錬圧延用設備、電力工業用設備、非鉄金属鉱物製品工業用設備、原子力工業用設備、航空宇宙工業用設備、建設機械、農林業用機械、木材伐採・加工用設備、食品加工用設備、飲料加工用設備、たばこ加工用設備、穀物・油糧作物・飼料加工用設備、纖維機械、縫製・衣類・皮革・毛皮加工用設備、製紙・印刷用機械、化学薬品・漢方薬用設備、医療設備、電気工学・電子機器製造用装置、安全生産用設備、郵便用設備、環境汚染対策用設備、政法・消防・検査用設備、水利用機械、貨幣処理用設備、葬儀用設備・用品、鉄道輸送用設備、水上交通輸送用設備、航空機および附属設備、海上用機械設備、文芸用設備、スポーツ設備施設、エンタテインメント用設備)

- 家具と用具（小分類：家具、用具、被服類、事務用品）
- 物資（小分類：建築用建材、医薬品、コークス製品・石油精製製品、基礎化学品および関係製品、ゴム・プラスチック・ガラス・セラミック製品、紙および紙製品）

3. 国産品認定の基準と要件

34号通知第一条、第四条などによると、国産品の認定にあたっては、次の基準と要件を満たす必要がある。

3.1 生産地の要件

国産品は、中国国内で生産される必要がある。

なお、30号意見第二条第（一）項によると、中国国内の保税区、総合保税区などの税関特別監督管理エリアで生産された製品、および承認番号に「準」の文字が入っている医療機器登録証を取得した医療機器も、生産地の要件を満たしたものとみなされる。

3.2 生産活動の要件

中国国内で行われる国産品の生産活動は、「原材料や部品から製品への属性の変化」を実現する必要がある。「属性の変化」とは、製造・加工・組み立てなどのプロセスを経て、原材料や部品とは全く異なる新たな製品が生産され、かつ新たな名称と特徴（用途）を有することを指す。

ただし、次のような軽微な操作は、生産活動とみなされない。

- 製品が輸送または保管中に一定の状態を維持するための操作。
- 製品の輸送または販売のための包装または展示。
- 製品またはその包装へのブランド、マーク、識別記号およびその他区別用表示の貼付または印刷。
- 単純な塗装、研磨および小分け。
- その他属性の変化に該当しない場合。

3.3 国産部品コストの最低比率要件および部品コスト計算のルール

国産品を構成する部品のうち、中国国内で生産された部品のコストが占める比率は一定値以上に達していかなければならない。つまり、「製品のうち中国国内生産の部品のコスト+

製品全体のコスト \geq 所定比率」を満たす必要がある。これは国家・地域間で結ばれる EPA や FTA といった貿易協定の原産地規則におけるデミニミス・ルール（製品の原産性を判断する際に、非原産材料の上限を設定するルール）によく似ている。

34号通知別紙1によると、国産部品コスト計算のルールとして、原則として製品の二次部品レベルのコストで計算するとされるが、一次部品によるコスト計算で国産部品の判定が可能な場合は、一次部品レベルのコストで計算することも許される。なお、「一次部品」とは、製品を直接構成する部品を指し、「二次部品」とは、製品の一次部品を直接構成する部品を指す。ただし、一次部品が分解不能な場合は、二次部品とみなす。

2026年1月1日時点で、国産部品に係る「所定比率」はまだ発表されていない。34号通知第一条第（二）項によれば、所定比率が策定されるまでの特例として、国産品の認定において国産部品コストの最低比率要件は実施されない。

3.4 特定の製品に適用される重要部品、重要工程の国産化要件

特定の製品については、上記の要件に加え、その重要部品が中国国内で生産され、重要工程が中国国内で完成されるという要件をさらに満たす必要がある。

2026年1月1日時点で、対象となる製品、部品および工程はまだ発表されていない。34号通知に関する財政部のQ&A⁷の第五項によると、特定の製品の重要部品、重要工程が指定されるまでの特例として、国産品の認定において重要部品、重要工程の国産化要件は実施されない。

3.5 証明資料の要件

34号通知第四条第（二）項によると、政府調達に参加する企業は、同通知別紙2の様式に従って「本国製品基準への適合に関する声明書」（参考和訳は本レポートの別添資料を参照）または財政部と関係省庁が定める証明資料を提出する必要がある。

また、30号意見第二条第（三）項によると、調達者が「本国製品基準への適合に関する声明書」の内容に疑義がある場合は、企業に対して追加説明を求めることができるとされる。

4. 国産品が受けられる優遇策

34号通知第三条によると、政府調達において、国産品は以下の通り非国産品より価格面で安く評価されるという優遇策を受けることができる。

- 国産品と非国産品が競合する場合、価格評価において、国産品の見積もり価格から20%を控除する。
- 調達対象に複数の製品が含まれており、かつ、サプライヤーから提供される製品に関して、「国産品基準を満たした製品のコストの和 \div 全製品のコストの和 \geq 80%」を満たす場合、価格評価において、同サプライヤーから提供される全製品の見積もり価格からいざれも20%を控除する。

5. 無差別原則

34号通知第四条第（三）項において、いわゆる無差別原則が盛り込まれている。

⁷ 同脚注5。

具体的に、国有企业、民間企業および外資系企業は、政府調達活動における国産品関連の支援策を平等に受けることができるとされた。また、調達者はブランドを指定、またはブランドの登録地・保有者を限定してはならず、さらに、所有制の形式（公有制/私有制）、組織形態（有限責任公司、股份有限公司、個人事業主など）、株主構成、出資者の所在国などの非合理的な条件を設定するなど、サプライヤーに対する差別的な扱いをしてはならないとされた。

6. 紛争対応

34号通知第五条によると、国産品の認定に関して紛争が生じた場合は、政府調達関係の法令に従うとともに、次の原則に従って処理するとされている。

- 組立類の製品・部品に関して、サプライヤーおよび製造者は、製品・部品の調達契約、仕入記録、製造・加工・組立の記録およびその他の証明資料を提供しなければならない。上記証明資料により、製品・部品が中国国内で生産されたことを証明できる場合、当該製品・部品は中国国内で生産されたものとみなす。
- 原材料から直接製造・加工して形成された製品・部品、例えば鋼材、陶磁器製品、ガラスなどに関して、サプライヤーおよび製造者は、法により製品・部品の包装に表示された生産工場所在地などの情報を提供しなければならない。生産工場所在地が中国国内にある場合、当該製品・部品は中国国内で生産されたものとみなす。
- 特定の製品の重要部品が中国国内で生産されているか否かに紛争がある場合、前2項に従って処理する。
- 製品の中国国産部品コストの比率、調達対象のうち国産品コストの比率が所定比率に達しているか否かに紛争がある場合、サプライヤーおよび製造者は、部品・製品の会計データ、調達契約、仕入記録などを提出しなければならない。
- 特定の製品の重要工程が中国国内で完了したか否かに紛争がある場合、サプライヤーおよび製造者は、重要工程が中国国内で完了したことを証明する記録などの資料を提出しなければならない。

7. 今後の見通しおよび日系企業へのコメント

7.1 第1フェーズの基本三要件

34号通知の第1フェーズとして、本レポート第3.1項の生産地要件、第3.2項の生産活動要件および第3.5項の証明資料要件（以下あわせて「基本三要件」と総称する。）などは2026年1月1日付で施行された。本レポート第4項のとおり、2026年以降、これらの要件を満たした国産品は、中国の政府調達活動において20%の価格優遇を受けることになる。逆に言えば、輸入品は価格面でさらに20%不利になるということを意味する。

日系企業は2026年以降、中国国産品として認定されるためには、少なくとも基本三要件を満たす必要がある。特に、第1フェーズでは中国国産部品コストの最低比率要件、特定製品の範囲およびその重要部品、重要工程の要件（以下あわせて「追加三要件」と総称する。本レポート第3.3項、第3.4項の内容）は施行されないため、極端な場合、原材料・部品を全て中国外から輸入し、最終組立工程のみを中国で行えば、基本三要件を満たす可

能性がある。

7.2 第2フェーズの時期および追加三要件の検討

34号通知の第2フェーズ、つまり今後別途施行される内容について、34号通知第一条第（三）項によれば、同通知施行からの5年間（2026～2030年）において、財政部は関係省庁とともに、中国の内資企業、外資系企業、業界団体、商会などの意見を聴取しつつ、追加三要件の内容を検討・策定する予定である。また、今後これらの要件を公布する場合は、各業界の実情に応じて3～5年間の移行期間を設ける予定である。つまり、業界と製品によっては、第2フェーズは最速2029年から（2026年公布+3年移行期間）、遅くとも2035年（2030年公布+5年移行期間）からスタートする可能性がある、ということである。

中国に進出する日系企業にとって、追加三要件の内容は、中国国産品認定の可否、中国政府調達活動における受注の可否については生産・販売体制の構築に直結するため、追加三要件の検討の動向について情報収集を行い、業界団体などにおける議論および中国当局への意見提出に積極的に関与するなどの対応が考えられる。

7.3 その他の留意点

日系企業にとって、国産品の認定に疑義が生じた際に対応しやすいよう、本レポート第6項における各証明資料・情報・記録を適切に保存しておくことを推奨する。

また、本レポート第5項のように、34号通知では無差別原則が外資系企業等にも適用されるとはいっても、34号通知の上位法である「政府調達法」第85条に「深刻な自然災害およびその他の不可抗力事件を受けて実施する緊急調達および国家安全保障と秘密に係る調達には、本法を適用しない」との規定があるため、このような特殊な調達において、34号通知および無差別原則が適用されない可能性は高いと考えられる。

本国製品基準への適合に関する声明書

当社（組織）は、「政府調達における本国製品の基準と関係政策の実施に関する国務院弁公庁の通知」（国弁發〔2025〕34号）の規定に従い、当社（組織）が提供する以下の製品が本国製品に該当することを厳正に声明します。詳細は以下の通りです。

1. (製品名1)^{注1}について、その生産工場は(工場名)^{注2}であり、工場所在地は(生産工場所在地)である。(製品名1)の中国国内生産部品のコストが占める比率 \geq (所定比率)^{注3}。(製品名1)の(重要部品)^{注4}は中国国内で生産されたものである。(製品名1)の(重要工程)^{注5}は中国国内で完了されたものである。
2. (製品名2)について、その生産工場は(工場名)であり、工場所在地は(生産工場所在地)である。(製品名2)の中国国内生産部品のコストが占める比率 \geq (所定比率)。(製品名2)の(重要部品)は中国国内で生産されたものである。(製品名2)の(重要工程)は中国国内で完了されたものである。

.....

当社（組織）は、上記声明内容の真実性について責任を負います。虚偽があった場合は、相応の法的責任を負うことを誓約します。

会社（組織）名（押印）：

日付： 年 月 日

注1：製品に型番がある場合は、あわせて「製品名」の欄に記入すること。

注2：生産工場名と工場所在地は、生産工場の営業許可証に記載されている関係情報と一致すること。

注3：同製品に係る中国国内生産部品コストの割合に関する要件が実施されるまで、「所定比率」の欄は空欄にしても構わない。以下同様。

注4：同製品に係る重要部品の要件が実施されるまで、「重要部品」の欄は空欄にしても構わない。以下同様。

注5：同製品に係る重要工程の要件が実施されるまで、「重要工程」の欄は空欄にしても構わない。以下同様。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250045>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5181

E-mail: ORG@jetro.go.jp